

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師 (薬局)		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当										

在宅医療

C000	往診料(患者の求めに応じて訪問診療)[1時間以内]	実施毎		ハイリスク妊産婦共同管理()()		720																							
	機能強化型在支診・在支病(有床)	実施毎		ハイリスク妊産婦共同管理()() 訪問診療、在医総管、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪問薬剤、訪問栄養、精神科訪問看護(以上は患者急変時は算定可)、退院時共同指導1、開放型病院共同指導()		850																							
	緊急加算				1700																								
	夜間加算				2700																								
	深夜加算							750																					
	機能強化型在支診・在支病(無床)	実施毎					1500																						
	緊急加算				2500																								
	夜間加算							650																					
	深夜加算						1300																						
	在支診・在支病	実施毎					2300																						
	緊急加算						325																						
	夜間加算						650																						
	深夜加算						1300																						
在支診・在支病以外	実施毎					325																							
緊急加算					650																								
夜間加算					1300																								
診療時間加算		1時間を超過して30分毎			100																								
死亡診断加算		1回(死亡日に往診)			200																								
C001	在宅患者訪問診療料(略:訪問診療)	計画的な訪問診療		ハイリスク妊産婦共同管理()()																									
	1同一建物居住者以外	1日1回、週3回まで(例外あり)		初診、再診、外来診療、往診、在医総、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪問薬剤、訪問栄養、精神科訪問看護、退院時共同指導1、開放型病院共同指導()		830																							
	2同一建物居住者(特定施設)	1日1回、週3回まで(例外あり)		在宅緊急		400																							
	2同一建物居住者(特定施設以外)	1日1回、週3回まで(例外あり)				200																							
	乳幼児加算(3歳未満)					400																							
	幼児加算(3歳以上6歳未満)					400																							
	診療時間加算	1時間を超過して30分毎				100																							
	在宅ターミナルケア加算																												
	機能強化型在支診・在支病(有床)	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上往診又は訪問				6000																							
	機能強化型在支診・在支病(無床)			5000																									
	在支診・在支病			4000																									
	在支診・在支病以外			3000																									
	看取加算	在宅で患者を看取った場合		死亡診断加算		3,000																							
死亡診断加算	1回(死亡日に往診または訪問)		看取加算		200																								
C002	在宅時医学総合管理料(略:在医総管)	月2回以上の定期訪問		特定疾患療養、小児科療養、難病外来、皮膚科特定疾患、小児慢性腫瘍患者、在宅寝たきり患者処置、投薬、特医総管、在医総、在宅連携																									
	機能強化型在支診・在支病(有床)	月1回				5,000																							
	院外処方			5,300																									
	院内処方						4,600																						
	機能強化型在支診・在支病(無床)						4,900																						
	院外処方						4,200																						
	院内処方						4,500																						
	在支診・在支病	初回から3月まで																											
	院外処方						2,200																						
	院内処方						2,500																						
	在宅移行早期加算						100																						
	重症者加算	1患者につき月1回・毎月算定可				1,000																							
	C002-2	特定施設入居時等医学総合管理料(略:特医総管)	月2回以上の定期訪問		特定疾患療養、小児科療養、難病外来、皮膚科特定疾患、小児慢性腫瘍患者、在宅寝たきり患者処置、投薬、在医総管、在医総、在宅連携																								
機能強化型在支診・在支病(有床)		月1回 特定施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護				3,600																							
院外処方				3,900																									
院内処方							3,300																						
機能強化型在支診・在支病(無床)							3,600																						
院外処方							3,000																						
院内処方							3,300																						
在支診・在支病		初回から3月まで																											
院外処方							1,500																						
院内処方							1,800																						
在宅移行早期加算							100																						
重症者加算		1患者につき月1回・毎月算定可				1,000																							

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師 (薬局)		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士			
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当													
C003	在宅がん医療総合診療料(略:在医総)	訪問診療・訪問看護(各週1回以上)を週4回以上実施	1日につき	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
	機能強化型在支診・在支病(有床)	院外処方			1,800	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																							
	院内処方						2,000																						
	機能強化型在支診・在支病(無床)	院外処方			1,650	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																							
	院内処方						1,850																						
	在支診・在支病	院外処方			1,495	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																							
	院内処方						1,685																						
死亡診断加算	1回	200	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																										
C004 歯C002	救急搬送診療料	救急用自動車に同乗		在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
新生児加算(生後28日未満)	1回につき	1,300	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																										
乳幼児加算(6歳未満)	1回につき	1,000	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																										
長時間加算	1回につき(30分を超えた場合)	500	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																										
C005	在宅患者訪問看護・指導料(略:訪問看護)	医師の診療から1月以内	1日につき	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
	(C005-1-2と合わせて)週3日目まで	1日につき																											
	週4日目以降(厚労大臣が定める疾患など)	1日につき																											
専門看護師(緩和ケア又は褥瘡ケア)による場合 下記加算算定不可	月1回			在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
C005 -1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料(略:訪問看護(同一))	医師の診療から1月以内	1日につき	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
	(C005、I012と合わせて)週3日目まで	1日につき																											
	週4日目以降(厚労大臣が定める疾患など)	1日につき																											
専門看護師(緩和ケア又は褥瘡ケア)による場合 下記加算算定不可	月1回			在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
C005 及び C005 -1-2 の加算	難病等複数回訪問加算	1日複数回の訪問	1日につき	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
	1日2回	1日につき																											
	1日3回以上	1日につき																											
	緊急訪問看護加算(在宅療養支援診療所等の指示)	1日につき1回に限り																											
	長時間訪問看護・指導加算	週1回(1回90分超) 15歳未満も超重症児・準超重症児は週3回まで																											
	乳幼児加算・幼児加算(3歳未満、又は3歳以上6歳未満)	1日につき																											
	複数名訪問看護加算																												
	保健師・助産師・看護師と同時訪問	週1回																											
	准看護師と同時訪問	週1回																											
	看護補助者と同時訪問	週3回																											
	在宅患者連携指導加算	月1回																											
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回																											
	在宅ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上訪問																											
	在宅移行管理加算	退院後1月以内に4回以上の訪問																											
特別な管理を要する患者	1回まで																												
重症の対象患者	1回まで																												
夜間・早朝訪問看護加算	1回まで																												
信也訪問看護加算	1回まで																												
C005-2	在宅患者訪問点滴注射管理指導料(略:訪問点滴)	週1回(週3日以上)		在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
C006	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料(略:訪問リハ)	(1単位:20分以上)	1日につき	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
	1同一建物居住者以外	週6単位まで(退院から3ヶ月以内は週12単位まで、急性増悪時の例外あり)																											
2同一建物居住者				在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
C007	訪問看護指示料(略:訪問指示)	1患者につき月1回まで	1日につき	在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									
	特別訪問看護指示加算(週4回以上訪問)	月1回まで(別に定める者は月2回まで)																											
C007-2	介護職員等喀痰吸引等指示料(略:喀痰指)	3月に1回限り		在宅連携、退院前在宅療養指導以外の在宅療養指導管理料、初診、再診、往診、訪問診療、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問点滴、訪問リハ、訪問看護指示、喀痰指、訪問薬剤、訪問栄養、緊急時等カンファレンス、退院前在宅療養指導																									

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師 (薬局)		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当										
C008 歯C003	在宅患者訪問薬剤管理指導料(略:訪問薬剤)																									
	1同一建物居住者以外	1日につき月2回まで (前回の訪問から6日以上空ける)																								
	2同一建物居住者																									
	麻薬管理指導加算	1回につき																								
薬15	在宅患者訪問薬剤管理指導料																									
	1同一建物居住者以外	1日につき月4回まで (がん末期等月8回)																								
	2同一建物居住者																									
	麻薬管理指導加算	1回につき																								
薬15-2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		訪問薬剤管理指導実施患者の急変 1日につき月4回まで																							
	麻薬管理指導加算	1回につき																								
C009	在宅患者訪問栄養食事指導料(略:訪問栄養)		(30分以上の指導)																							
	1同一建物居住者以外	1日につき月2回まで																								
	2同一建物居住者	1日につき月2回まで																								
C010 歯C007	在宅患者連携指導料(略:在宅連携) 診療所、在宅、在宅以外の200床未満病院のみ 算定可		月1回まで (月2回以上医療関係職種間で情報共有) (退院日より1月以内は算定不可)			(連携) 900	(連携) 900							(連携)												
C011 歯C008	在宅患者緊急時等カンファレンス料(略:在宅緊急)		1日につき月2回まで			(共同) 200	(共同) 200		(共同)			(共同)		(共同)	(共同)	(共同)						(共同) 200		(共同)		
薬15-3	在宅患者緊急時等共同指導料		訪問薬剤管理指導実施患者、1日につき 月2回まで			(共同)	(共同)		(共同)				(共同)												(共同)	
	麻薬管理指導加算	1回につき																								
C	在宅療養指導管理料																									
C100 歯C004	退院前在宅療養指導管理料					120	120																			
	乳幼児加算	6歳未満				200	200																			
C101~ C150~	在宅療養指導管理材料(C101~C114) 在宅療養指導管理材料加算(C150~C170)		略																							
						個々の患者の容態により算定すべき項目のため略																				

(退院支援等)基本診療料、医学管理等

A100 A101 A109 A317	(13対1、15対1、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料、特定一般病棟入院料)																										
	救急・在宅等支援療養病床初期加算		1日につき14日まで 急性期の一般病棟または老健、特養、有 料老人ホーム、自宅からの転入院を受け 入れた場合			150																					
	(有床診療所入院基本料)																										
	有床診療所一般病床初期加算		1日につき7日まで 急性期の一般病棟または老健、特養、有 料老人ホーム、自宅からの転入院を受け 入れた場合			100																					
A108 A109	(有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料)																										
	看取り加算	入院の日から30日以内に看取った場合																									
A206	在宅患者緊急入院診療加算(在宅患者を入院させた場合)																										
	1在支診・在宅病	入院初日				2,500																					
	2連携医療機関(1を除く) 3(1、2以外)	他の医療機関で在医総管or特医総管or在 医総管定患者				2,000 1,000																					
A238	退院調整加算1 病院:専従の看護師と専任の社会福祉士又は専任の看護師と専従の社会福祉士 診療所:専任の看護師、准看護師、社会福祉士が1名以上																										
	イ14日以内	退院時1回				340																					
	ロ15日以上30日以内	一般病棟、特定機能、専門病院、有床診 療所特定一般病棟入院基本料算定患者				150																					
	ハ31日以上					50																					
	退院調整加算2 病院:専従の看護師と専任の社会福祉士又は専任の看護師と専従の社会福祉士 診療所:専任の看護師、准看護師、社会福祉士が1名以上																										
	イ30日以内	退院時1回				800																					
ロ31日以上90日以内	療養病棟、結核病棟、有床診療所療養病 床、障害者施設等、特定入院基本料、特 殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入 院料算定患者				600																						
ハ91日以上120日以内					400																						
ニ121日以上					200																						
	地域連携計画加算				300																						

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師 (薬局)		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士	
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪問ST	入院先	在宅担当	訪問ST	入院先	在宅担当											
A238-3	新生児特定集中治療室退院調整加算1	退院時1回 A302新生児特定集中治療室管理料 A303'2, 新生児集中治療室管理料算定患者			600																						
	新生児特定集中治療室退院調整加算2	A302新生児特定集中治療室管理料 A303'2, 新生児集中治療室管理料算定患者																									
	イ退院支援計画作成加算 ロ退院加算	入院中1回 退院時1回			600 600																						
A240	総合評価加算	入院中1回(原則65歳以上)			100																						
A312	精神療養病棟入院料																										
	退院調整加算	退院時1回			500																						
A314	認知症治療病棟入院料																										
	退院調整加算	退院時1回			300																						
B001-13	在宅療養指導料	月1回(初回指導月は月2回まで) 30分以上		患者での指導は算定不可				170									170										
B004 歯B014	退院時共同指導料1(在宅患者受け入れ医療機関) (入院先の医師、看護師もしくは准看護師と共同指導)			初診、再診、外来診療、往診、訪問診療、開放型病院共同指導()																							
	1(在宅療養支援診療所)	入院中1回(末期悪性腫瘍等は2回)			(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)						(共同)					
	2(1以外)		(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)						(共同)					
特別管理指導加算	(共同)		(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)												
薬15-4	退院時共同指導料	入院中1回(末期悪性腫瘍等は2回)	死亡退院、転院、施設への入所者	(共同)				(共同)								(共同)	600										
B005 歯B015	退院時共同指導料2(入院中の医療機関) (在宅担当の医師、看護師もしくは准看護師と共同指導)	入院中1回(末期悪性腫瘍等は2回)		(医)開放型病院共同指導()、地域連携診療計画退院時指導() (歯)開放型病院共同指導()	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)							(共同)					
	医師共同指導加算(入院先医師と在宅担当医師)			多職種共同指導加算	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)																			
	多職種共同指導加算 (入院先医師+入院先以外の3者以上)異なる職種			医師共同指導加算、介護支援連携指導(介護支援専門員を含む場合)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)	(共同)					在宅担当(共同)	在宅担当(共同)	在宅担当(共同)	(共同)		在宅担当(共同)		
B005-1-2 歯B004-9	介護支援連携指導料	入院後・退院前の2回	(医)B005多職種共同指導加算(介護支援専門員を含む場合) (歯)B015多職種共同指導加算(介護支援専門員を含む場合)	(共同)		(共同)	300	(共同)	300	(共同)	300				入院先(共同)	300			入院先(共同)	300	入院先(共同)	300	入院先(共同)	300	(共同)	入院先(共同)	300
B005-2	地域連携診療計画管理料	転院又は退院時に1回	退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、開放型病院共同指導()、退院時共同指導2、診療情報提供()	900																							
B005-3	地域連携診療計画退院時指導料()	B005-2算定患者	退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、開放型病院共同指導()、退院時共同指導2、介護支援連携	600																							
	地域連携診療計画退院計画加算		診療情報提供()	100																							
B005-3-2	地域連携診療計画退院時指導料()	B005-3算定患者	診療情報提供()			300																					
B005-6 歯B006-3	がん治療連携計画策定料		(医)開放型病院共同指導()、退院時共同指導2、診療情報提供() (歯)周術期口腔機能管理計画策定、開放型病院共同指導()、診療情報提供()、退院時共同指導2																								
	がん治療連携計画策定料1	退院日から30日以内1回		750		750																					
	がん治療連携計画策定料2	月1回		300		300																					
B005-6-2 歯B006-3-2	がん治療連携指導料	B005-6算定患者、月1回	(医)診療情報提供() (歯)周術期口腔機能管理()、診療情報提供()			300		300																			
B005-6-3 歯B006-3-3	がん治療連携管理料	1回限り	(医)がん診療連携拠点病院加算 (歯)周術期口腔機能管理()、診療情報提供()			500		500																			
B006-3	退院時リハビリテーション指導料	退院日1回	死亡退院	300				OT・PT(共同)									OT・PT(共同)			(共同)	300	(共同)	300		OT・PT(共同)		OT・PT(共同)
B007 歯B007	退院前訪問指導料	入院中1回(又は2回):算定は退院日	精神科退院前訪問指導 特養等医師又は看護師等が配置されている施設に入所予定の患者	555		555		555									(医療機関)	555		(医療機関)	555	(医療機関)	555				
B014 歯B011-4	退院時薬剤情報提供料	退院日1回(手帳記載)	死亡退院	90		90																					

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師 (薬局)		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士		
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当												
訪看療 01-2	精神科訪問看護基本療養費()在宅	1日につき																										
	(1)週3日目まで30分以上の場合	1日につき週3回まで (退院後3月以内は5回まで)									5,550円																	
	(2)週3日目まで30分未満の場合											4,250円																
	(3)週4日目で降30分以上の場合											6,550円																
	(4)週4日目で降30分以上の場合											5,100円																
	精神科訪問看護基本療養費() 障害福祉サービス施設、福祉ホーム入所の複数のもの	1日につき										1,600円																
	特別地域訪問看護加算											所定額の50/100																
	延長時間加算	1時間につき										400円																
	精神科訪問看護基本療養費()同一建物居住者	1日につき																										
	(1)週3日目まで30分以上の場合	1日につき週3回まで (退院後3月以内は5回まで)										4,300円																
	(2)週3日目まで30分未満の場合											3,300円																
	(3)週4日目で降30分以上の場合											5,300円																
	(4)週4日目で降30分以上の場合											4,060円																
	精神科訪問看護基本療養費()一時外泊	1日につき										1,600円																
	特別地域訪問看護加算											所定額の50/100																
	、の加算																											
	精神科緊急訪問看護加算	1日につき										2,650円																
	長時間精神科訪問看護加算	2時間超の訪問看護、週1回まで 15歳未満の(準)超重症児は週3回まで										5,200円																
	複数名訪問看護加算	1日複数回の訪問																										
	看護師等と同時に訪問した場合	週1回まで 1人以上は保健師又は看護師										4,300円																
准看護師と同時に訪問した場合											3,800円																	
看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問した場合											3,000円																	
夜間・早朝訪問看護加算	1日につきそれぞれ1回ずつを限度										2,100円																	
深夜訪問看護加算											4,200円																	

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師 (薬局)		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士		
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当												
歯科																												
歯 C000	歯科訪問診療料(患者の求め、及び計画的)		初診、再診																									
	1 歯科訪問診療1(同一建物居住者以外)			20分以上																								
	緊急加算				850																							
	夜間加算				415																							
	深夜加算				830																							
	2 歯科訪問診療2(同一建物居住者)			1人につき20分以上	1,660																							
	緊急加算				380																							
	夜間加算				190																							
	深夜加算				380																							
	時間加算(患者1人につき1時間超の場合)			30分(端数)を増す毎	760																							
	診療困難障害者加算				100																							
	1回目で治療環境を整備した場合				175																							
	250				250																							
	地域医療連携体制加算			1人同一初診で1回	300																							
在宅患者等急性歯科疾患対応加算		切削器具等携行																										
同一建物居住者以外			170																									
同一建物居住者(同一日に5人以下)		1日につき	85																									
同一建物居住者(同一日に6人以上)			50																									
歯科訪問診療補助加算																												
同一建物居住者以外		1日につき	(同行)																									
同一建物居住者			(同行)																									
			110																									
			45																									
歯 C001	訪問歯科衛生指導料 歯科訪問診療料算定患者 歯科訪問診療を行った日から1月以内、患者1人につき月合計4回まで		歯科衛生実地指導																									
	複雑なもの			患者と1対1で20分以上	(指示) 360																							
	簡単なもの			1人又は複数患者に対して適切に実施	(指示) 120																							
歯 C001-3	歯科疾患在宅療養管理料(1回以上の管理)		歯科訪問診療料算定患者	歯科疾患管理、周術期口腔機能管理料()、歯科特定疾患療養管理、歯科矯正管理																								
	1 在宅療養支援歯科診療所		月1回まで	140																								
	口腔機能管理加算		月1回まで	50																								
	2 1以外の場合		月1回まで	130																								
歯 C001-4	在宅患者歯科治療総合医療管理料		歯科訪問診療料算定患者 月1回まで	(紹介)	140																							
歯 C005 C005-2	在宅悪性腫瘍患者指導管理料(医科C108と同じ) 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料(医科C108-2と同じ)		略	略																								

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師 (薬局)		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当										

訪問看護

訪問看護	訪問看護基本療養費		医師又は看護師等配置施設に入院・入所している患者 特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護受給者 特別の関係にあり、かつ、当該訪問看護ステーションに対して指示書を交付した医師が所属する保険医療機関等において下記の点数を算定したとき ・往診、在宅患者訪問、在宅末期医療総合、訪問看護、訪問看護(同一)、訪問リハ、訪問薬剤、訪問栄養、精神科訪問看護	医師		歯科医師		看護師			准看護師			薬剤師		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士			
	イ・ロ 在宅	イ・ロ 同一建物居住者		入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当													
訪看療 01	訪問看護基本療養費()イ・ロ 在宅																											
	週3日目まで(と合わせて)	1日につき																										
	週4日目以降(厚労大臣が定める疾患など)	1日につき																										
	訪問看護基本療養費()イ・ロ 同一建物居住者																											
	週3日目まで(と合わせて)	1日につき																										
	週4日目以降(厚労大臣が定める疾患など)	1日につき																										
	特別地域訪問看護加算	移動時間が片道1時間以上 1日につき																										
	難病等複数回訪問加算	1日複数回の訪問																										
	1日2回	1日につき																										
	1日3回以上	1日につき																										
	緊急訪問看護加算	1日につき																										
	長時間訪問看護加算	2時間超の訪問看護、週1回まで 15歳未満の(準)超重症児は週3回まで																										
	乳幼児加算	1日につき																										
	幼児加算	1日につき																										
	複数名訪問看護加算	1日複数回の訪問																										
	看護師等と同時に訪問した場合	週1回まで																										
	准看護師と同時に訪問した場合																											
	看護補助者と同時に訪問した場合																											
	夜間・早朝訪問看護加算	1日につきそれぞれ1回ずつを限度																										
	深夜訪問看護加算																											
訪問看護基本療養費()ハ	月1回まで 緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門看護師 による場合																											
特別地域訪問看護加算																												
訪問看護基本療養費()一時外泊	入院中1回限り																											
特別地域訪問看護加算																												

分類	医科点数表(点) 歯科点数表(点) 調剤点数表(点)	算定条件等	届出	併算定不可 同日算定不可 同月算定不可	医師 (医療機関)		歯科医師 (医療機関)		看護師			准看護師			薬剤師 (薬局)		保健師	助産師	管理栄養士	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士	歯科衛生士	精神保健福祉士	介護支援専門員	社会福祉士
					入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当	訪看ST	入院先	在宅担当										
訪看療 02	訪問看護管理療養費																									
	月の初日	1日につき									7,300円			7,300円			訪看ST 7,300円	訪看ST 7,300円		訪看ST 7,300円	訪看ST 7,300円	訪看ST 7,300円				
	月の2日目以降12日目まで	1日につき									2,950円			2,950円			訪看ST 2,950円	訪看ST 2,950円		訪看ST 2,950円	訪看ST 2,950円	訪看ST 2,950円				
	24時間対応体制加算(緊急時訪問看護実施体制)	月1回まで									5,400円			5,400円			訪看ST 5,400円	訪看ST 5,400円		訪看ST 5,400円	訪看ST 5,400円	訪看ST 5,400円				
	24時間連絡体制加算(常時連絡可の体制)	月1回まで									2,500円			2,500円			訪看ST 2,500円	訪看ST 2,500円		訪看ST 2,500円	訪看ST 2,500円	訪看ST 2,500円				
	特別管理加算	月1回まで									2,500円			2,500円			訪看ST 2,500円	訪看ST 2,500円		訪看ST 2,500円	訪看ST 2,500円	訪看ST 2,500円				
	退院時共同指導加算	1回限り				(共同)			(共同)		6,000円						訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円		訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円				
	特別管理指導加算										2,000円						訪看ST 2,000円	訪看ST 2,000円		訪看ST 2,000円	訪看ST 2,000円	訪看ST 2,000円				
	退院支援指導加算	退院日に入院先以外の場所で指導 (重症者管理加算等対象患者)									6,000円						訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円		訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円	訪看ST 6,000円				
	在宅患者連携指導加算	月1回まで(月2回以上の情報共有)					(連携)		(連携)		3,000円				(連携)		訪看ST 3,000円	訪看ST 3,000円		訪看ST 3,000円	訪看ST 3,000円	訪看ST 3,000円				
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで					[招集] (連携)		[招集] (連携)		2,000円				(連携)		訪看ST 2,000円	訪看ST 2,000円		訪看ST 2,000円	訪看ST 2,000円	訪看ST 2,000円			(連携)		
訪看療 03	訪問看護情報提供療養費	月1回まで																								
訪看療 05	訪問看護ターミナルケア療養費	1回限り 死亡前14日以内に2回以上訪問									20,000円			20,000円			訪看ST 20,000円	訪看ST 20,000円		訪看ST 20,000円	訪看ST 20,000円	訪看ST 20,000円				